平成２４年（フ）第５６号
熊本県荒尾市住吉町10番地３
債務者　野原　博岐
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５７号
熊本県荒尾市住吉町10番地３
債務者　野原　裕代
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第８３９１号
東京都足立区島根２丁目35―４―105
債務者　境　　健治
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４６３号
千葉県千葉市稲毛区天台５丁目21―18
債務者　大江裕美子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４６４号
東京都葛飾区高砂７丁目１―17　吉安方
債務者　飯塚香代子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４７９号
東京都墨田区本所３丁目６－４
債務者　石澤　良太
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４８９号
東京都江戸川区上一色３丁目19―14―204
債務者　田海　　修
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５４号
東京都東村山市恩多町１丁目48―47―105
債務者　笠間　龍次
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５５号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町139―１―106
債務者　宮薗　真樹
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５６号
東京都足立区栗原２丁目７－４―401
債務者　小川　勇気
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５７号
東京都江戸川区中葛西４丁目６－９―103
Ｔｏｍｉｋｕｒａ．３
債務者　竹之内　茂
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５６６号
東京都足立区足立２丁目49―10―102
債務者　宮澤　　仁
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５６８号
東京都練馬区谷原６丁目１―17
債務者　山路　雅宏
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５７１号
東京都八王子市中町６－４　ＮＴ　ＣＯＵＲＴ505
債務者　谷口　幸代（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５７２号
東京都練馬区石神井町２丁目８―26　石神井荘
債務者　三井　泰夫
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５７３号
東京都大田区千鳥３丁目17―２　斉藤方102
債務者　山野　昌治
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部